

◎ カジノ施設等「特定複合観光施設」の設置を認める

【法令名】

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

【掲載官報】	平成 28 年 12 月 26 日 号外第 285 号 18 ページ
【法令番号】	平成 28 年 12 月 26 日 法律第 115 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	公布の日〔平成 28 年 12 月 26 日〕から施行 ※第 3 章の規定は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 目的</p> <p>この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とすることとした。</p> <p style="text-align: right;">（第 1 条関係）</p> <p>2 定義</p> <p>この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいうこととし、「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいうこととした。（第 2 条関係）</p> <p>3 基本理念</p> <p>特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われることとした。（第 3 条関係）</p> <p>4 国の責務</p> <p>国は、3 の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有することとした。（第 4 条関係）</p>

5 法制上の措置等

政府は、6から8までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うため必要な措置を講ずるものとし、この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後1年以内を目途として講じなければならないこととした。

(第5条関係)

6 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(一) 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び地域における経済の活性化が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。(第6条及び第7条関係)

(二) 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備に係る構想のうち優れたものを、当該区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずることとした。(第8条関係)

(三) カジノ施設の設置及び運営をしようとする者等(以下「カジノ施設関係者」という。)は、7のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならないこととした。(第9条関係)

(四) 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、必要な措置を講ずるとともに、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずることとした。(第10条関係)

7 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うこととした。(第11条関係)

8 納付金及び入場料

国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収すること並びにカジノ施設の入場者から入場料を徴収することができることとした。(第12条及び第13条関係)

9 特定複合観光施設区域整備推進本部

(一) 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部(以下「本部」という。)を置くこととした。(第14条関係)

(二) 本部長は内閣総理大臣をもって、副本部長は国務大臣をもって充てることとし、本部員は本部長及び副本部長以外の全て

の国務大臣をもって充てることとした。(第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 19 条関係)

(三) 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関等の長等に対して、必要な協力を求めることができること等とした。(第 20 条関係)

(四) 本部に、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議させるため、特定複合観光施設区域整備推進会議を置き、内閣総理大臣が任命する委員 20 人以内をもって組織することとした。(第 21 条関係)

(五) 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置くこととした。(第 22 条関係)